

退職金定期預金【預金プラン】 スーパー定期（300万円以上）（複利型）

（2026年4月1日現在）

1. 商品名	退職金定期預金【預金プラン】						
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 退職金のお受け取りから3年以内の個人のお客さま なお、「退職所得の源泉徴収票」、「退職金受取口座の預金通帳」等で対象の退職金であることを確認させていただきます。 ※他の金融機関に振り込まれた退職金の預け替えも対象となります。 ※普通預金に入金されたままになっている退職金からのお預け入れも可能です。 ※退職の場合に限り、財形貯蓄・エース預金の解約金との合算も可能です。 ※ATM・インターネットバンキングでのお預け入れは対象外となります。 						
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 預入期間3年、5年 お預け入れ時に元金継続または元利継続をお選びいただけます。 「退職金定期預金【預金プラン】」としてのお取り扱いが初回の満期時までとなり、自動継続後は通常の定期預金としてお取り扱いいたします（自動継続後の金利に上乗せ金利は適用されません）。 						
4. お預け入れ							
(1)お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。						
(2)お預け入れ金額	300万円以上1,000万円未満（1円単位）						
5. 払い戻し方法	満期日以後に元金とお利息を払い戻しいたします。						
6. 利息							
(1) 適用金利	<ul style="list-style-type: none"> お預け入れ時のスーパー定期（300万円以上）の店頭表示金利にそれぞれの期間に応じて上乗せした金利を満期時まで適用します。 <table border="1" data-bbox="584 1402 1098 1536"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>上乗せ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年</td> <td>+年0.65%（*）</td> </tr> <tr> <td>5年</td> <td>+年0.85%（*）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> *金利上乗せ適用期間は2026年4月1日から2027年3月31日までとなります。 金利上乗せ幅は当初お預け入れ期間のみの適用となります。金利上乗せ幅等は、金利情勢により見直す場合があります。 *自動継続後の金利は自動継続した日における店頭表示金利となり、金利上乗せは適用されません。 *他の金利上乗せ定期預金との重複適用はできません。 	期間	上乗せ幅	3年	+年0.65%（*）	5年	+年0.85%（*）
期間	上乗せ幅						
3年	+年0.65%（*）						
5年	+年0.85%（*）						
(2) 利払い方法	半年複利で計算し、満期日に一括してお支払いいたします。						
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算を行います。						

7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ＊復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ＊マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。 				
8. 手数料	_____				
9. 付加できる特約条項	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">当座貸越</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお担保預金が複数ある場合は定期預金利率の低い方から適用されます。 </td> </tr> </table>	当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお担保預金が複数ある場合は定期預金利率の低い方から適用されます。 		
当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちいずれか少ない金額とします。 ・貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率となります。なお担保預金が複数ある場合は定期預金利率の低い方から適用されます。 				
10. 満期日前解約(中途解約)の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約（中途解約）する場合は、別表の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により6か月毎の複利計算した利息とともに払い戻しいたします。 				
11. 一部払い戻しの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・お預け入れ後1年経過後、一部払い戻しが可能です。ただし、預入金額が300万円以上の一部払い戻しの場合は、300万円を超える金額のみ一部払い戻しができます。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">一部払い戻し時の利率</td> <td>お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10.の中途解約利率によります。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一部払い戻し後の適用利率</td> <td>一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。</td> </tr> </table>	一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10.の中途解約利率によります。	一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。
一部払い戻し時の利率	お預け入れ日（ご継続日）から一部払い戻し日までの期間に応じた上記10.の中途解約利率によります。				
一部払い戻し後の適用利率	一部払い戻し後の残りの金額は当初お預け入れの利率がそのまま適用されます。				
12. 預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息)で保護されます。 				
13. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。 【中央労働金庫ホームページhttps://chuo.rokin.com】 				
14. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【お問い合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時 【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時 なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 				

<p>15. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫「お客様サポート」または下記ろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
---------------------------------------	--

中央労働金庫

【別表：中途解約利率】

		3年もの	5年もの
中途解約日までの実際のお預け入れ期間	6か月未満	普通預金利率または約定利率×20%のいずれか低い利率	普通預金利率または約定利率×10%のいずれか低い利率
	1年未満		
	1年6か月未満	約定利率×40%	約定利率×20%
	2年未満	約定利率×50%	
	2年6か月未満	約定利率×70%	
	3年未満		
	4年未満	—	約定利率×40%
	5年未満	—	約定利率×70%

※普通預金利率とは、中途解約日における利率